

# 阪神高速サービス駐輪場利用約款

阪神高速サービス株式会社（以下「当社」）が管理する当駐輪場をご利用の際は 下記規定にしたがっていただきます。ご利用の際は必ず規定の内容をご確認ください。	
1. 短期駐輪のための「場所」の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>●当駐輪場は短期間駐輪の「場所」を有償（場内掲示の料金）にて提供することを目的としたものであり、車両を保管・管理するものではありません。</li><li>●また場内は自転車の駐輪以外の用途には使用できません。</li></ul>
2. 免責	<ul style="list-style-type: none"><li>●当社は、当駐輪場内における車両もしくはその積載物の盗難、紛失又は毀損が発生した場合に当社に過失がある場合であっても、拡大損害について一切責任を負いません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。</li><li>●当社は、当駐輪場の利用者が、駐輪場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為又は駐輪場内に存在する車両、もしくはその附属物もしくはその積載物に起因して被った損害、不正駐輪による出庫妨害、その他当駐輪場内で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害について一切責任を負いません。</li><li>●当社は、天災地変、自然災害、戦乱、暴動、糞害、高架道路等からの漏水、その他不可抗力の事象発生に伴う損害について一切責任を負いません。</li><li>●当社は、当駐輪場の機器トラブルが発生した場合に利用者の判断により無理に入出庫したことが原因で自転車に破損しても、一切責任を負いません。 また、出庫に際してお待ちいただく時間などの損害について当社は責任を負いません。</li><li>●工事・催事などで交通規制があった場合などは、自転車の入出庫に制限がある場合があります。</li><li>●当社は、当駐輪場の利用者が通常の駐輪方法以外で利用した場合について一切責任を負いません。</li><li>●当社は、利用者同士のトラブルについて一切責任を負いません。双方で解決してください。</li></ul>
3. 駐輪時間	<ul style="list-style-type: none"><li>●当駐輪場は短期間駐輪を目的としているため、利用時間は入庫から<b>最長7日以内</b>とします。 継続して7日を超えて駐輪しないでください。 これを超える場合は事前に場内掲示の緊急連絡先へ連絡してください。</li></ul>
4. 駐輪することができる車両	<ul style="list-style-type: none"><li>●当駐輪場内に駐輪することができる車両のサイズは、下記の基準に該当するものに限りします。 <b>◆タイヤサイズ18～28インチ ◆タイヤ幅55mm以内</b></li><li>●上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐輪することができません。<ol style="list-style-type: none"><li>1. ロックできない形状の車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両。</li><li>2. 附属装着物等があり、接触により駐輪場施設もしくは機器又は他の車両の損傷を発生させるおそれのある車両。</li><li>3. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載している車両、その他駐輪場の管理上支障のある車両。</li></ol></li><li>●上記規定の適用に際しては、車両の附属装着物及び積載物等を含めて判断するものとします。</li><li>●原付自転車は駐輪することができません。</li></ul>
5. 駐輪料金	<ul style="list-style-type: none"><li>●当駐輪場の利用者は、駐輪場に掲出した料金額及び料金体系により、駐輪時間に応じた駐輪料金をお支払いいただきます。なお、最大料金は、入庫当日1回限り又は入庫後24時間1回限りのみ適用など、繰り返し適用されない料金体系となっている場合がありますので、料金体系は必ず確認してください。</li><li>●駐輪時間は、駐輪装置への入庫から出庫までの時間とします。</li><li>●<b>駐輪料金は後払い</b>です。出庫の際にお支払いください。</li><li>●駐輪料金は駐輪位置番号を確認の上、駐輪場内に備え付けの精算機、支払機等により、料金表示・精算手順に従いお支払いください。 <b>※駐輪位置番号間違いによる返金はいたしかねますのでご注意ください。</b></li><li>●一万円札、五千円札、二千円札といった高額紙幣はご使用できませんので、精算の際にはあらかじめ千円札もしくは硬貨をご用意ください。なお、濡れた紙幣・硬貨での精算は詰まりの原因となるため使用しないでください。</li></ul>
6. 駐輪方法	<ul style="list-style-type: none"><li>●入庫時は、ロックがかかっていないことを確認の上、ロック装置のツメが出るまで自転車を押し込んで駐輪してください。駐輪スペース以外の場所には駐輪しないでください。</li></ul>

【自転車】ロック式駐輪場（一般用：高額紙幣不可）

	<p>●車両には鍵をかける等、利用者自身で防犯対策を行ってください。</p>
<p>7. つり銭切れ、領収書の不発行等の場合</p>	<p>●機器の故障による領収書の不発行につきましては、場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。後日郵送にて対応させていただきます。</p> <p>●つり銭切れ、又は、機器の故障による返金につきましては、<b>後日郵便小為替にて返金</b>対応させていただきますので、場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。なお、返金につきましては、機器の故障状況や精算機内の売上過不足金などを確認してからの返金対応となるため、いかなる場合であっても、直ちに現金を持参のうえ返金することができませんので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>8. 利用上の禁止行為及び義務</p>	<p>●飲酒運転禁止・・・・・・・・・・ 飲酒運転（薬物等を含む）による利用は禁止です。</p> <p>●場内走行の禁止・・・・・・・・・・ 駐輪場内では車両を降りて移動してください。</p> <p>●近隣等への迷惑な行為の禁止・・・・ 場内での<b>大きな声での会話等騒音を発生させる行為、宿泊</b>はしないでください。また、場内は禁煙です。</p> <p>●不衛生な行為の禁止・・・・・・・・・・ 場内への<b>ゴミ（吸殻、空き缶、弁当空き箱、雑誌等）の放置、立小便等不衛生な行為は一切禁止</b>します。</p> <p>●出庫優先・入庫待ち禁止・・・・・・・・ 当駐輪場は出庫優先です。駐輪場入口手前ないしは接道部分などで入庫待ちをしないでください。道路の交通の妨げになります。</p> <p>●駐輪スペース以外への・・・・・・・・ いかなる場合でも駐輪スペース以外への駐輪は禁止します。 駐輪禁止</p> <p>●場内安全歩行義務・・・・・・・・・・ 場内での歩行は、他の車両に十分ご注意ください。</p> <p>●機器、施設に対する・・・・・・・・ 駐輪場利用者およびその他関係者は、禁止されている場所に不要な行為の禁止 駐輪並びに立ち入りしたり、精算に必要なでない機器・施設類に許可なく手を触れたりしないでください。</p> <p>●機器、施設を破損した場合の・・・・ 機器、施設を破損した場合は速やかに、場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。 連絡義務</p> <p>●機器トラブルの際の連絡義務・・・・ <b>トラブルが発生した場合、約款内容を確認のうえ緊急連絡先へご連絡ください。</b></p> <p>●場内看板、掲示物の内容遵守・・・・ 場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。</p>
<p>9. 不正駐輪</p>	<p>●以下の様な駐輪方法は「不正駐輪」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆上記「4. 駐輪することができる車両」に違反した車両</li> <li>◆ロック装置に正しくセットされていない場合</li> <li>◆正規の駐輪スペース以外の場所へ駐輪した場合、並びに当社が不正な駐輪方法と認めた場合</li> <li>◆事前に連絡がなく7日間を超えた駐輪</li> <li>◆駐輪料金の精算が完了せずに出庫、または出庫しようとした場合</li> </ul> <p>●ロック装置に正しくセットされていない場合、正規の駐輪スペース以外の場所へ駐輪した場合、並びに当社が不正な駐輪方法と認めた場合は、発見次第ロック装置にセットさせていただきます。</p> <p>なお、不正駐輪（不正な入出庫および駐輪）をした場合は、警察への通報、車両のレッカー移動等もしくはチェーン等で施錠させていただく場合もあります。</p> <p>また、その場合の諸経費と正規駐輪料金の他に<b>違約金として正規駐輪料金の2倍の額</b>を請求させていただきます。</p> <p>なお、違約金および損害賠償（諸費用・駐輪料金等）につきましては車両使用者（占有者）もしくは車両所有者に請求させていただきます。</p>
<p>10. 放置車両の取扱い</p>	<p>●1. 当駐輪場の利用者が、予め当社への事前の連絡を行うことなく7日間を超えて車両を駐輪している場合、当社は、利用者に対して、駐輪場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求できるものとします。</p> <p>2. 1. の場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確知することができないときは、当社は、駐輪場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取することを請求できるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかなを問わず何らの異議を申し立てないものとします。</p> <p>3. 1. 2. の請求を駐輪場において掲示したにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなします。</p> <p>4. 当社は、1. の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大</p>

【自転車】ロック式駐輪場（一般用：高額紙幣不可）

	<p>な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。</p> <p>5. 当社は、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両、その附属装着物及び積載物等を調査することができるものとします。</p> <p>6. 当社は、1. の場合において、管理上支障があるときは、駐輪場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動できるものとします。</p> <p>7. 当社は、所有者等が車両を引取ることを拒み、もしくは引取ることができず、駐輪場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、駐輪場において掲示して予告した上で、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。</p>
<p>11. 利用者の賠償責任</p>	<p>●当駐輪場の利用者が、本規定もしくは駐輪場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害（その結果駐輪場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む）を賠償していただきます。</p>